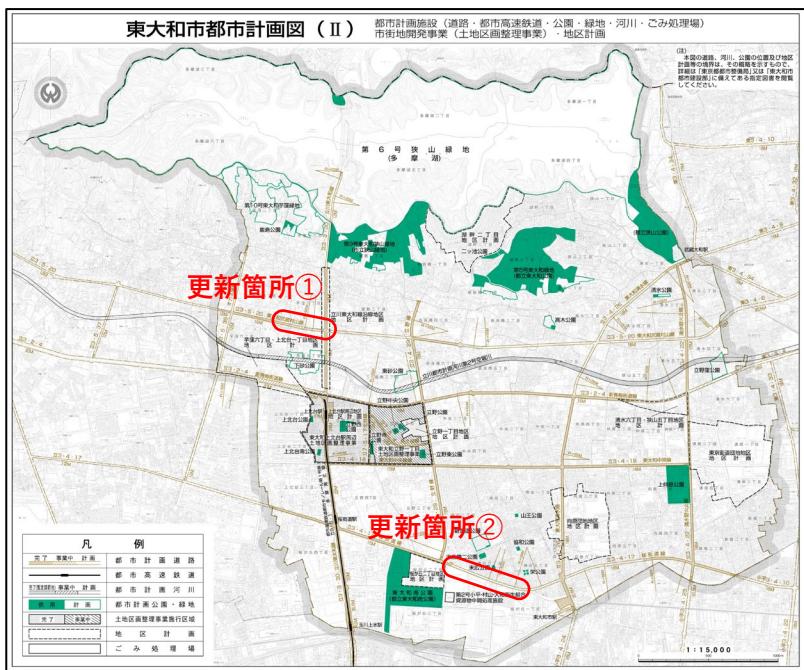




東大和市都市計画図（平成30年3月調製）の裏面における記載事項に更新があるため、下記に該当箇所を示しています。



市街地開発事業（都市計画法第12条）

名称	面積(約ha)	計画決定年月日及び告示番号	備考
東大和市立野一丁目土地地区画整理事業	14.7	平成7年3月20日 東大和市告示第6号	平成31年3月1日 換地処分

更新箇所③

地区計画（都市計画法第12条の4）

地区整備計画（都市計画法第12条の5）

名称	面積(約ha)	計画決定年月日及び告示番号	
		当初決定	最終変更
向原団地地区地区計画	16.6	平成6年4月19日 東大和市告示第12号	令和5年1月16日 東大和市告示第11号
桜が丘二丁目地区地区計画	5.5	平成15年4月3日 東大和市告示第28号	平成30年4月1日 東大和市告示第11号

更新箇所④

更新箇所⑤

都市計画施設（都市計画法第11条）

種別	名称		幅員(m)	延長(約m)	計画決定年月日及び告示番号	
	番号	路線名			当初決定	最終変更
幹線街路	立3・3・30号	立川東大和線	12~43	3.261	昭和36年10月5日 建設省告示第2295号	令和2年10月7日 東京都告示第1259号

更新箇所⑥

都市計画施設等の区域内における建築の規制	
許可の基準（都市計画法第54条）	建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、または除却することができるものであると認められるときは、許可を受けることができます。 (1) 階数が2階以下で、かつ、地階を有しないこと。 (2) 主要構造部が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であること。 ※許可基準の緩和について 都市計画道路の区域及び公園・緑地の区域には、3階建て（高さ10メートル以下）を可能とする緩和規定があります。

更新箇所⑦

区域区分（都市計画法第7条）市街化区域及び市街化調整区域

市街化区域は既に市街化を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とし、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域としている。

更新箇所⑧

区域	面積(約ha)	決定年月日及び告示番号	
		当初決定	最終変更
市街化区域	988.8	昭和45年12月26日 東京都告示第1405号	令和6年4月26日 東京都告示第586号
市街化調整区域	364.3		

地域地区（都市計画法第8条）

更新箇所⑨

用途地域	地域地区	面積(約ha)	決定年月日及び告示番号	
			当初決定	最終変更
用地	第一種低層住居専用地域	929.9	平成8年5月31日 東京都告示第667号	令和6年4月26日 東大和市告示第16号
	第一種中高層住居専用地域	144.8	〃	平成29年7月18日 東大和市告示第50号
	第二種中高層住居専用地域	59.6	〃	令和6年4月26日 東大和市告示第16号
	第一種住居地域	65.9	〃	令和6年4月26日 東大和市告示第16号
	第二種住居地域	5.8	〃	〃
	準住居地域	30.5	〃	令和6年4月26日 東大和市告示第16号
	近隣商業地域	33.9	〃	令和6年4月26日 東大和市告示第16号
	商業地域	8.5	〃	令和6年4月26日 東大和市告示第16号
	準工業地域	2.1	〃	令和6年4月26日 東大和市告示第16号
	工業地域	72.1	〃	令和6年4月26日 東大和市告示第16号
特別用途地区	特別工業地区	72.1	昭和48年11月20日 東大和市告示第47号	令和6年4月26日 東大和市告示第19号
高度地区	第1種高度地区	930.4	昭和48年11月20日 東大和市告示第45号	令和6年4月26日 東大和市告示第17号
	17m第1種高度地区	27.8	平成20年7月1日 東大和市告示第55号	令和6年4月26日 東大和市告示第17号
	25m第1種高度地区	13.3	〃	〃
	17m第2種高度地区	97.9	〃	令和6年4月26日 東大和市告示第17号
	25m第2種高度地区	188.3	〃	令和6年4月26日 東大和市告示第17号
	31m第2種高度地区	7.3	〃	〃
	25m第3種高度地区	7.5	〃	令和6年4月26日 東大和市告示第17号
	31m第3種高度地区	8.5	〃	〃
	25m高度地区	67.6	〃	令和6年4月26日 東大和市告示第17号
	31m高度地区	4.5	〃	令和6年4月26日 東大和市告示第17号
準防火地域	準防火地域	567.4	昭和48年11月20日 東大和市告示第46号	令和6年4月26日 東大和市告示第18号